

就職、スキルアップのための 技能の習得を目指して

職業訓練 Vocational Training

●職業訓練の目的

職業訓練は、職業に必要な技能の習得・向上のために、離職者、在職者、新規学卒者、特定求職者等を対象として行われる。

就職というゴールを目指す失業者、求められる技能や知識が変化・高度化する中で新たな技能の習得やスキルアップを目的とする在職者、学校卒業後に就職する前に実践的な職業能力を身につけてから仕事に就きたいと考える学卒未就職者など、受講者によってそれぞれ目的は異なる。

職業訓練を受けるための施設は、現在、職業能力開発促進センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」）が設置・運営）、職業能力開発大学校（同）、都道府県立の職業能力開発校、障害者職業能力開発校（国が設置し、都道府県と機構が運営）のほか民間による認定職業訓練校などがあり、職業能力開発促進法の規定に基づき行われるが、それ以外に事業主等が独自に行うものもある。

●戦後復興～高度経済成長へ

戦後の混乱期には復員者、引揚者を含め多くの失業者が溢れた。戦時体制下では、職業紹介所（今の公共職業安定所）に付設された職業補導所で主に軍事的要請に従った技能者養成のための職業訓練が実施されていたが、戦後は失業対策として行われた。職業補導所は1949年職業安定法改正時に公共職業補導所、58年職業訓練法制定時

に一般職業訓練所となった。

戦後しばらく失業対策中心だった公共職業訓練は、職業訓練法では養成訓練課程（新規学卒者向け）も積極的に位置付けられた。また企業内訓練も奨励され、技能検定制度が創設される。

60年代以降、高度成長期には工業化が進む一方、高校進学率は急速に上昇し、製造業などでは技能労働者不足となる。中卒者中心だった訓練校の養成訓練でも高卒者の割合が増えた。

職業訓練へのニーズは、産業社会環境によって変動する。技能者不足の時には技能者養成訓練、厳しい雇用情勢下では離職者訓練、高齢化社会が進めば中高年齢者の職業能力の開発・向上のための向上訓練や能力再開発訓練、技術革新が激しく必要とされる技能が変化・高度化する中ではそれらに対応できるような在職者訓練を含めた職業訓練がそれぞれ求められてきた。

●現在～未来へ

職場のME化、OA化の進展等を経て、第三次産業へのシフトや急激なIT化の進展等による産業構造の転換に伴い、職業訓練はホワイトカラー層へも範囲を拡大していく。技術の変化のスピードが激しい現在、労働者が変化に対応し求められる技能・知識を身につけていくためには、生涯能力開発、自己啓発、個人主導のキャリア形成といった視点を持ちつつ、行政、企業、個人が有機的に協力・連携しながら取り組む必要がある。職業訓練の今日的発展が期待されるところである。



●職業訓練教材「商業簿記」
労働省職業訓練局 編
昭和45年

●職業訓練教材「活版印刷」労働省職業訓練局 編 昭和42年

●職業補導教材「ガス溶接」労働省職業安定局 編 昭和31年

archive
アーカイブ
から

現在発刊中の職業訓練教科書

雇用問題研究会で

●普通学科教科書

実用数学

●専門学科教科書（共用教科書）

生産工学概論

安全衛生

電気工学概論

機械工学概論

製図用文字練習帳一改訂新版一

●専門学科教科書（専門学科教科書）

材料力学

機械材料

機械工作法

機械測定法

機械製図 基本と応用

NC工作概論

NC工作機械 [1] - NC旋盤 -

NC工作機械 [2] - マシニングセンター

空気圧シークエンス制御 (シリーズ1)

空気圧シークエンス制御 (シリーズ2)

板金板取り展開図集

金型工作法

電気応用

電気製図

電子工学

電気機器

電気材料

電気工事

送配電及び配線設計

電気理論

電子測定法及び試験法

電気関係法規

木工材料

木工用機械

木工製品設計

建設機械 [I] - 内燃機関の構造及び整備法 -

建設機械 [II] - 構造・整備法 基礎編、検査法編 -

建設機械 [III] - 構造・整備法 実際編 -

構造物鉄工 [I] - 鉄骨構造編 -

構造物鉄工 [II] - 鉄鋼材加工法編 -

鑄造法

木造建築の基礎用語

塗料

塗装系デザイン概論

建築塗装法

木工塗装法

金属塗装法

印刷・製本概論

デザイン概論

●実技教科書

配管実技教科書

木材加工系実技教科書

木造建築実技教科書

ブロック施工実技教科書

タイル施工実技教科書

測量実技教科書

電気工事実技教科書

塗装実技教科書

塑性加工実技教科書

溶接実技教科書

構造物鉄工実技教科書

自動車整備実技教科書

機械加工実技教科書

●職業訓練の主な出来事

年	法律・施策・できごと	内容等
1946(昭和21)	日本国憲法公布	
1947(昭和22)	労働省創設 労働基準法 職業安定法 経済緊急対策	技能者養成規定（企業内訓練向けの基準）／徒弟制度の弊害排除 職業補導（失業者に対する知識・技能の教育・訓練） 職業補導施設拡充計画
1948(昭和23)	職業補導の手引（「職業安定行政手引」所収）	補導種目として「製図、鍛冶工、機械工、機械器具組立修理工、印刷工、漆芸工、大工、タイピスト、筆耕、洋裁師、陶工、義肢工」が例示／職業補導施設434カ所、530種目、定員4万人
1949(昭和24)	ドッジライン 職業補導必携	失業者増／インフレ進行／新規中卒者の職業補導所への入所者増
1950(昭和25)	朝鮮戦争勃発 技能者養成指導員指導書	
1951(昭和26)	産業教育振興法 職業補導の根本方針	公共職業補導所の対象が新制中学卒業者中心に
1952(昭和27)	職業補導提要	
1953(昭和28)		中小企業の共同養成施設の運営経費の補助金交付開始／技能測定（この年から9回実施）
1957(昭和32)		事業内職業訓練実施事業所数22,751所／養成訓練の訓練科は製造業（金属機械、衣服、家具、食料品、紡績等）、建設業が多い
1958(昭和33)	職業訓練法 駐留軍関係離職者等臨時措置法	公共機関による職業補導と企業内教育としての技能者養成の統合／●公共職業訓練：一般職業訓練所（都道府県）、総合職業訓練所（国（労働福祉事業団））、身体障害者職業訓練所（国が設置、都道府県が運営）、中央職業訓練所（国（労働福祉事業団））●事業内職業訓練：養成訓練（中卒程度対象の2～3年の基礎的訓練）、再訓練・追加訓練（中堅技能者対象の知識・技能向上訓練）、監督者訓練（TWI等、管理監督技術の特別訓練）
1959(昭和34)	炭鉱離職者臨時措置法	技能検定開始（5職種）
1960(昭和35)	国民所得倍増計画	新規労働力に対する養成訓練の拡充強化
1961(昭和36)	雇用促進事業団設立	
1965(昭和40)		高校進学率上昇 昭和30:51.5%→昭和40:70.7%（→昭和45:82.1%）
1966(昭和41)	雇用対策法	「職業訓練の充実」の規定
1969(昭和44)	(新) 職業訓練法	中卒者中心から生涯職業訓練制度へ（企業内訓練と公共訓練の訓練基準が統合される）／養成訓練・向上訓練（養成訓練修了者対象のより高度な訓練）・能力再開発訓練（離職者対象）・再訓練（能力再開発訓練修了者対象）（～平成4）
1971(昭和46)	第一次職業訓練基本計画（～昭和50）	技能労働者不足／専修訓練課程（中卒者）から高等訓練課程（高卒者）中心へ
1973(昭和48)	オイルショック	
1974(昭和49)	失業保険法が雇用保険法に	在職者訓練の拡大
1975(昭和50)	職業訓練法施行規則改正	職業訓練のカリキュラム基準の弾力化、離職者の職業訓練の機動的実施／職業訓練短期大学校・技能開発センターの設置
1978(昭和53)	職業訓練法改正	養成訓練は普通訓練課程と専門訓練課程に／単位制訓練（モジュール訓練）導入／生涯職業訓練（技能労働者から第三次産業を含む全労働者を対象とした離職者・在職者・中高年齢者等の訓練）役割分担●都道府県：養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練●国（雇用促進事業団）：向上訓練、能力再開発訓練、短期大学校での高度技能者養成
1981(昭和56)	第三次職業訓練基本計画（～昭和60）	産業構造の転換、技術革新の進展、高齢化社会への移行等を踏まえた生涯職業訓練体制の整備、ホワイトカラー層の再教育訓練
1985(昭和60)	職業訓練法が職業能力開発促進法に	企業内訓練（OJT含む）の援助強化、短期課程の追加
1991(平成3)	バブル崩壊	求職者増加・就職難
1992(平成4)	職業能力開発促進法改正	普通職業訓練と高度職業訓練に再編される
1997(平成9)	職業能力開発促進法改正	労働者の自発的な職業能力の開発向上の促進、応用課程の開設等
1998(平成10)	教育訓練給付金創設	
1999(平成11)	雇用・能力開発機構設立	
2003(平成15)	若者自立・挑戦プラン	
2011(平成23)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	

●参考文献 田中萬年「わが国における公的職業訓練とそのカリキュラムの歴史的展開に関する研究」1995
逆瀬川 潔「職業訓練の変遷と課題」『帝京経済学研究 37（1・2）』帝京大学経済学会 2003